

BPOへのご質問についてのお答え

放送倫理・番組向上機構[BPO]

I BPOの役割について

1 BPOの役割に関して、①放送事業者と視聴者間の立ち位置はどの辺りにあると考えるか。また、②制作・編集の現場との距離感についてどのように感じているか。BPOの3委員会それぞれについて違いはあるか。

A

① BPOの役割・目的は、NHKと民放連が自主的に設立した自律的機関として、表現の自由を確保するとともに視聴者の基本的人権を擁護するため、放送上の問題に迅速的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することにある。

この役割を果たすため、視聴者、放送局の両者から独立した第三者の立場で公平な判断ができる場所にいると考えている。

② 各委員会は制作・編集の現場の実態を踏まえた上で、視聴者とも現場とも乖離を招かない距離で公平に対応し、かつ発信するよう努めている。

2 BPOは、本来の役割・目的をどの程度発揮できていると考えるか。また、発揮できていない部分があるとしたら、(BPO自身、放送事業者、制作事業者、視聴者等別に)その原因と対策についてどう考えるか(BPOの仕組み・制度を改変する必要があるか、行政のバックアップ・立法措置が必要か、現場の制作・編成スタッフに望むこと、社会全般の環境づくり等)。

A 毎月の委員会での審議・審理、その結論である勧告や見解などの通知・公表などを行うことにより、BPOの役割・目的を十分発揮できるよう努めている。それがどの程度実現できているかは社会に評価してもらいたいものとする。

また前述のBPOの設立目的・役割からも、放送業界の自律組織としてのBPOには、行政のバックアップ・立法措置が必要であるとは考えていない。

制度の改変よりも、設立目的を十分果たすよう、「委員会決定」の制作現場への浸透、視聴者の認知度の向上を含め、現在の仕組みのなかで、社会に理解され支持される取り組みを継続・強化することが最も効果を上げると考える。

II 審議・審理等について

1 審議、審理又はこれらに伴う調査（以下「審議等」という。）を行う判断基準及び審議等の結果として見解、勧告又は意見（以下「勧告等」という。）を行う判断基準を教示いただきたい。また、当該判断基準は公開されているのか、非公開の場合はその理由は何か。

- A 放送法ならびに放送倫理基本綱領（NHK・民放連策定）、NHKの番組基準、民放連放送基準などをもとに、個別事案ごとに判断している。
各委員会の審議等の経過や結果の中に、判断の理由が明らかにされており、月1回刊行の『BPO報告』や、ホームページで公表している。
3委員会のうち放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）は、これまでの決定を「企画・取材」「編集」などの項目で整理し、それぞれの判断の指針となるよう放送人権委員会判断基準として冊子にまとめている。

2 放送事業者に対して放送内容の真実性や、その作成過程に関する問題が指摘された事例において、放送事業者側が自主的に行った調査の内容や調査結果を具体的にどのような方法で検証しているのか

- A 委員会から質問書を出したり、放送済みテープや関連資料の提供を求めたりするほか、関係者のヒアリングを行っている。
放送倫理検証委員会では、事案に応じて専門家からなる特別調査チームを設けることや、放送局に第三者による調査委員会の設置を勧告したりすることもできる。
特別調査チームは昨年設置したことがある。

3 放送内容の真実性が問題になった場合、放送倫理検証委員会の審理において、編集前の生テープを提出させているのか。

A これまで委員会が提出を求めたことはないが、委員が編集前の取材テープを当該局で視聴したことが一度ある。

4 発足当初の放送倫理検証委員会の審理と現在の同委員会での審理では、検証の方法、事業者に対する対応がどのように異なっていたと考えられるか（発足当初の事案に即して考えた場合、当時の同委員会の審理と現在の審理と具体的にどう異なるのか）。

A 放送倫理検証委員会は、それぞれの事案に則して、最も適すると考えられる方法で検証している。審理を進める上での基本的な方法は、発足当初と異なっていないと考えている。

5 審議等において、放送事業者の倫理管理体制を事前に評価・チェックしているか。行っていない場合、その理由は何か。

A 倫理管理体制の評価等は、倫理管理体制を作る放送局自身が行うものであり、BPOが事案の検証とは別に、事前に行うものではないと考える。

Ⅲ 活動内容等の周知について

1 BPOの活動の実効性を高めるには、視聴者の認知率が大きく関係すると考えられるが、国民のBPOの認知率はどの程度か。また、認知率向上を図るために取り組んでいることはあるか。

A BPOとして認知率の調査を行ったことはない。
認知率の向上に向けては、決定の通知後に記者会見を行ったり、勧告や見解の内容を全文、ホームページに掲載したりしている。BPOホームページの直近1年間（2009年8月～2010年7月）のヒット数は、その前1年間に比べ35%、ページビューは28%、それぞれ増えている。
またBPOの活動を周知する告知スポットを制作し、構成員の放送局に放送してもらっている。告知スポットの21年度の放送回数はテレビ3万230

回、ラジオ 3 万 4246 回である。

さらに月報『BPO 報告』を 7000 部作成し、放送局、関係者に配付している。

2 勧告等を行った後、その見解・勧告内容が事業者（当事者である事業者及びすべての放送事業者・制作会社）の制作・編成に十分に反映されていると考えるか。いくども繰り返し重要だと指摘されている「意見」に対し、真剣な具体的な改善が放送局や制作会社でどう実行されたか、委員会が報告の聴取を行って確認したり、その結果の公表を行うことはあるのか。

A BPO 発足時に NHK と民放連が交わした基本合意書に基づき、BPO が見解等で指摘した放送倫理上の問題点については、当該放送局が改善策を含めた取り組み状況を委員会に報告することになっている。この取り組み内容はホームページ等で公表している。

各委員会の見解等の内容が、放送事業者や制作会社等の制作現場に十分届いているとまでは言えない現状であることは理解している。このため、決定の通知・公表のほかにも、委員や調査役が各放送局や制作団体の研修等に出向いたり、各放送局に呼びかけて「事例研究会」「地方意見交換会」を開いたりしている。そのような場では、委員が判断の内容を詳しく説明するとともに、率直な意見交換を行い、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与するよう努めている。

3 勧告等は逆に、制作・編成の現場に萎縮効果を及ぼしているとの指摘について、どのように考えるか。

A 表現の自由の確保は BPO の重要な目的のひとつであり、各委員会は現場の萎縮を招かないよう、常に配慮しているところである。

4 現在、地方では BPO はどの様に機能しているのか。また、今後、地方での BPO の取組をどの様に発展させて行く予定か。

A 地方の放送局が放送した内容についても委員会で事案として取り上げ、勧告や見解を出している。東京の放送局制作の番組について地方に居住して

いる人から申し立てがあった事案もある。

また、委員や調査役が地方に赴き、北海道や東北、東海といったブロック内の地元放送局と意見交換会や勉強会を開催している。地元マスコミの取材にも応じて、地域でのBPOの理解の促進につなげている。

22年度からは、BPOの経費負担により、放送局の求めに応じて調査役を研修等の講師として派遣する施策も進めており、この施策の活用を地方放送局に呼びかけている。

5 毎月刊行されている「BPO報告」の目的は何か。また、その目的は十分果たされていると考えるか。

A 7000部を印刷し、委員会検討の内容、意見・見解等の決定ならびにBPOに届いた主な視聴者意見を構成員の全放送局（203社）とその番組審議会に送付し、どのようなケースが問題になるか、視聴者の意見の傾向などを自局の参考にしてもらっている。希望があれば研究者等にも送付している。

IV 視聴者からの意見について

1 視聴者からの意見の全体的傾向（意見総数及び内容）を、どのように分析しているか。また、事業者別の視聴者意見数を開示することについて、どう考えるか。

A BPOに寄せられる意見は、委員会審議等に資するが、全体的傾向は、アクセス別、番組全般・人権・青少年などの種別、性別、内容別、世代別等に分類したうえ、毎月その意見数と主な意見の概要をまとめ、『BPO報告』、ホームページなどで公開している。

全体の傾向を見ると、視聴者意見総数は、06年度11032件、07年度16993件、08年度15923件、09年度24572件となっており、09年度は前年より約1万件の大幅増加となった。「BPO」の活動がニュース・新聞記事などで伝えられることにより、認知が広がりつつあることがうかがえる。また、インターネットの普及によりメール意見が全体の70%を占めるなど急増しているほか、世代別に見ると、中心は30代で33%を占める。

視聴者意見数を事業者別に開示することは考えていない。

2 放送の多様性・真実性等に関する意見・要望等、毎月多く寄せられている視聴者からの意見を、放送事業者・制作事業者の放送及びBPOの活動の改善に具体的にどのように活かしているか、また、現在十分に生かすことができているのか、評価を伺いたい。活かされていないとすれば、どのような取組があり得るか。例えば、意見の分析結果を関連する事業者側に伝え、当該事業者からの意見、反論又は改善点を公表することは、現在のBPOの立場・能力からみて可能か。

A 視聴者からの意見は、各委員会の審議等の契機として重視している。日々数十件届く視聴者の意見は、番組、人権等内容別に概要をまとめて、委員会調査役が出席して毎日開かれる事務局の会議に報告される。検討の結果、必要に応じて、当該放送局等に問い合わせ内容を補充し、調査役から関係委員会に報告している。この報告を受けて、委員会は事案の取り扱いの検討を開始する。

検証委員会では、視聴者意見は、番組モニターの代行的役割を果たしていると言え、特に東京では視聴できない、地方の番組に関する意見が寄せられることの意義は大きい。

また放送局名、番組名の分かる意見は、原則すべての意見を週ごとに当該放送局に送っているほか、その週の代表的意見を全放送局に送っている。

こうした意見を含め、BPOに寄せられる視聴者意見は、その多くが当該放送局にも寄せられており、視聴者意見への対応、分析、それにもとづく改善、公表は、当該放送局が行うものと考えている。

V その他

1 BPOの放送事業者からの「独立性・中立性」について、どのような配慮や対策を行っているか。視聴者の理解・納得が十分得られていると考えるか。不十分な場合、原因と更なる対策についてどう考えるか。

A BPOの第三者性を確保するため、活動の中核である3委員会の委員は、有識者（放送事業者の役職員以外）で構成する評議員会が、同じく外部の有識者の中から選任することになっている。評議員の選任は理事会が行うが、委員会委員の選任には理事会は関与していない。理事会の理事（10名）は、NHK、民放連が3名ずつ選任する6名のほか、4名（理事長を含む）を外部有識者の中から選任している。

また委員会を補佐する調査役のうちで、非常勤の法律専門調査役(弁護士)の委嘱や公募による調査役の採用も行っている。

各委員会のこれまでの活動、とりわけ決定についての視聴者等の意見から判断すると、BPOの独立性・中立性は十分理解されていると考えている。

2 総務省の行政指導をどう考えるか。

A 平成16年(04年)11月11日、BPOは3委員会の委員長名で「テレビ局に対する総務省の行政指導に関する声明」を発表し、「BPOは、放送を通じて市民の知る権利に奉仕するに当たり、国家機関その他の公権力による支配を受けることのないよう、放送への苦情に的確に対応し、その判断を独立した第三者委員会に委ねるため、放送界が自主的に設立した機関である。この民主的な組織が成功するか否かは、一に放送事業者の自覚と公権力の謙抑とにかかっていると看しても過言ではない」と意見を表明している。

また平成19年12月の衆議院総務委員会ならびに参議院総務委員会での放送法改正の審議で、参考人として出席したBPO理事長や放送倫理検証委員会委員長も同じ趣旨の発言をしている。

3 放送法が掲げる公平原則に関して、政府による行政指導が行われることを避けるために、BPOが放送界の自主的取組として判断することは可能か、また妥当と考えるか。(個々の放送事業者の判断に委ねるべきだと考えるか。)

A 一義的にはそれぞれの放送事業者が判断することであると考え、委員会で取り上げるかどうかは、事案の内容によって各委員会が判断している。

4 メディア・リテラシーを高めていくことも今後BPOの重要な役割になっていくと考えるが、具体的な提案等あれば教示いただきたい。

A メディア・リテラシーは重要であり、さまざまな取り組みが放送局で行われているが、BPO本来の目的・役割ではないと考えている。

5 現在、活動の対象外となっているコミュニティ放送、インターネット放送などの取扱いに関して、どの様に考えるか。

A 放送の自主自律の原則の下、BPOはNHKと民放連ならびにその加盟社を構成員とする組織として、構成員の地上放送、BS放送を対象にしている。

6 地方局等で制作された多様で優れた放送番組に他の地域からも自由に（有料でなく）アクセスできるための方策検討や、CMの内容・タイミング・音量等への批判・要望に対する方策検討、インターネットとの関連の問題についての対策等、現状の3委員会では取り扱わないテーマについて、放送事業者からより独立した「視聴者サイド」の目線で検討を行う新たな委員会を作り、視聴者の良識ある建設的な意見に応じていくこともこれから重要と考えるが、どうか。

A いずれも重要な問題であるが、BPOの目的からみてBPOの活動とすることはそぐわないと考える。

7 当フォーラムのBPOをめぐる議論をご覧になっての意見・反論や今後の議論に対する要望等があれば、自由に出していただきたい。